様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　2024年11月28日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）しーあいしー  一般事業主の氏名又は名称 株式会社シー・アイ・シー  （ふりがな） さいとう　まさゆき  （法人の場合）代表者の氏名齋藤　雅之  住所　〒160-8375  東京都新宿区西新宿１丁目２３番７号新宿ファーストウェスト  法人番号7011101008362  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 社長メッセージ DX推進への取り組み | | 公表日 | 社長メッセージ：2021年　6月18日  DX推進への取り組み：2022年9月20日  2024年10月29日改定 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト  「会社情報」⇒「社長メッセージ」  <https://www.cic.co.jp/company/message.html>  「会社情報」⇒「DX推進への取り組み」⇒「1.DX推進の必要性」  <https://www.cic.co.jp/company/dx.html> | | 記載内容抜粋 | 以下、「会社情報」⇒「社長メッセージ」にて公表  近年の消費者信用業界では、生活様式の変化や情報通信技術とデジタル化の進展から、多様なキャッシュレス決済手段が登場し、市場の成長と変容の兆しが見えつつあります。  このような環境変化に的確に対応して消費者信用市場の発展に貢献していくため、当社は従来からの常識や固定観念にとらわれず、新たな価値の創出や更なる利便性の向上を追求してまいります。  以下、「会社情報」⇒「DX推進への取り組み」⇒ 「1.DX推進の必要性」にて公表  消費者信用業界においては、生活様式の変化や情報通信技術とデジタル化の進展から、様々な決済手段が登場する一方、Fintechを活用した新たな決済ビジネスが登場するなど、さらなる成長と大きな変革期を迎えています。  変化する時代においては、固定観念にとらわれず、柔軟な発想への転換と不断の挑戦・変革の意識が必要です。  このような認識の下、当社は2022年度から2025年度までの中期経営計画「CHALLENGE2025」を策定し、その中の重要な施策としてDX推進の取り組みを開始しました。  当社は、信用情報機関として各種データと情報技術を活用し、デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革を「DX戦略」として策定し、着手してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて決議された「中期経営計画（2022～2025年）」に基づき、公表文書を作成・公表しております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進への取り組み | | 公表日 | 2022年 9月20日  2024年 10月29日改定 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト  「会社情報」⇒「DX推進への取り組み」⇒  「2.DX戦略」https://www.cic.co.jp/company/dx.html | | 記載内容抜粋 | (1)技術的負債の解消 メインフレームから継承しているプログラムを見直し、各システムの適性に応じた汎用性のあるプログラムに移行を進めることで、システム規模のスリム化に取り組んでまいります。  (2)AI・クラウド・RPAなどの技術活用による業務改善 これまで人的作業で行ってきた社内業務を、AIやクラウドなど最新技術や社内に蓄積されたデータの利活用を通じて、業務の効率化と品質向上を実現させます。  (3)デジタル技術を活用した信用情報の指数化  当社が保有する信用情報の利活用による新たな付加価値の創出を図るべく、保有している信用情報のうち、属性項目を除いた情報を分析し、信用状態を「指数」として加盟企業および消費者の皆さまに提供する「クレジット・ガイダンス」に取り組みます。  (4) 開示サービスのデジタル化推進  より多くの消費者の皆さまに安全かつ便利に消費者向けサービスを利用いただけるよう、非対面・非接触で利用できる開示サービスの利用環境を向上させます。パソコンやスマートフォンから自分の信用情報を開示する「インターネット開示」については、多様化するキャッシュレス決済の流れを受けて、決済手段を追加し、より多くの消費者の皆さまが非対面のデジタル取引で開示サービスを利用できるよう、取り組んでいきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて決議された「中期経営計画（2022～2025年）」に基づき、公表文書を作成・公表しております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | コーポレートサイト  「会社情報」⇒「DX推進への取り組み」⇒「3.DX推進体制」  <https://www.cic.co.jp/company/dx.html> | | 記載内容抜粋 | (1)組織体制 経営企画部が方針・戦略を策定し、業務主管部署が施策を立案・実行します。 ITサービス部・システム開発部は「システム部門」として業務主管部署を技術的に支援し、自らも現行システムの課題解消に取り組むことで、DXを推進します。 DXの推進状況は、経営層が参加する「経営会議」等の会議体で定期的に報告し、取り組み事項の共有・進捗確認を実施します。 また、上記会議体の内容を社内で共有し、全社横断的にDXへ取り組む体制とします。  (2)人材の育成・確保  「ITパスポート」「情報セキュリティマネジメント」いずれかの資格取得を全社員に義務付け、情報処理技術者には資格手当を支給することで、全社的なDX人材育成を行っています。このように、多くの社員がシステムの基礎知識・専門知識を習得するとともに、社員がDXに触れる機会を設けることで、DXを推進する人材を育成・確保していきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | コーポレートサイト  「会社情報」⇒「DX推進への取り組み」⇒「4.DX環境整備」  https://www.cic.co.jp/company/dx.html | | 記載内容抜粋 | 1. システム環境整備 DX戦略「技術的負債の解消」を推進するために、開発言語の見直しや分散処理の採用などに取り組み、レガシーシステムを刷新していきます。 2. 生成AI・RPAなどの利用環境の整備 DX戦略「AI・クラウド・RPAなどの技術活用による業務改善」を推進するために、社内で整備した生成AIやRPAなどを通じて、社内データが有効利用できる環境を整備していきます。 3. データ分析基盤の維持・改善 DX戦略「デジタル技術を活用した新規事業への取り組み」を推進するために、「クレジット・ガイダンス」を提供するデータ分析基盤および社内向けデータ分析基盤（BI環境）の維持・改善を進めてまります。   (4)本人認証のデジタル化技術 DX戦略「消費者向けサービスの利便性向上」に取り組むために、インターネット取引における本人認証手段としてデジタル認証が可能な環境を整備していきます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進への取り組み | | 公表日 | 2022年　9月20日  2024年10月29日改定 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト  「会社情報」⇒「DX推進への取り組み」⇒  「5.DX戦略の達成状況を図る指標」  <https://www.cic.co.jp/company/dx.html> | | 記載内容抜粋 | 1. デジタル技術を活用した信用情報の指数化 「クレジット・ガイダンス」の安定運営と高精度の維持 2. AI・クラウド・RPAなどの技術活用による業務改善 2021年度比で16,000時間相当の時間削減 3. 開示サービスのデジタル化推進 　インターネット開示・本人申告における決済手段の 　追加   (4)DX人材育成 　全社員による「ITパスポート」または「情報セキュ 　リティマネジメント」資格の取得 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年10月29日 | | 発信方法 | 代表取締役社長兼社長執行役員名で以下のとおり戦略の推進等を図るための情報発信を行っています。  コーポレートサイト  「会社情報」⇒「DX推進への取り組み」⇒  「6.DX戦略の推進に関する取り組み状況」  <https://www.cic.co.jp/company/dx.html> | | 発信内容 | 1. 技術的負債の解消 当社の中長期的なシステム将来像を描いた「システムグランドデザイン」を策定し、進化・変革していくデジタル社会に柔軟かつ迅速に適合するITシステムの構築に向け取り組んでいます。 2. AI・クラウド・RPAなどの技術活用による業務改善 RPA・生成AIが利用できる社内環境の整備およびクラウドサービス利用による社内業務の効率化を推進しております。 3. デジタル技術を活用した信用情報の指数化 加盟企業および消費者の皆さまへの「クレジット・ガイダンス」提供開始に向けた準備を行なっています。 4. 開示サービスのデジタル化推進 インターネット開示の決済手段追加に向けて、システムの開発に取り組んでいます。   当社では、今後もホームページ等でDX戦略の進捗情報を発信し、推進を図ってまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年3月 | | 実施内容 | 2024年3月に社長を含む常勤役員および部門長から成るシステム戦略委員会で当社が利用する情報処理システムの課題について議論のうえ、同年3月の経営会議でシステムグランドデザインとして審議し、課題を把握しております。 なお、「経営会議」は実務執行総括責任者（代表取締役社長兼社長執行役員）のリーダーシップの下で実施しております。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 1. -1 2002年8月より運用開始し、継続実施中 2. -2 2023年11月より運用開始し、継続実施中   ② 2016年4月より運用開始し、継続実施中 | | 実施内容 | ①-1 ISMS認定制度の取得（ISO/IEC27001） システムセンターでISMS認証（ISO/IEC27001）を取得し、当該規格に基づく内部監査および外部監査を実施しています。  ①-2 ISMS認定制度の取得（ISO/IEC27017） システムセンターでISMS認証（ISO/IEC27017）を取得し、当該規格に基づく内部監査および外部監査を実施しています。   1. CSIRT活動  当社では、経済産業省サイバーセキュリティ経営ガイドラインおよび金融庁監督指針で求められている「CSIRT」の体制を構築し活動しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。